規制される政治活動

自動車一台、ポスター千枚

機関紙なども届出

政党とか、政治団体というものは、平常の活動として、その政策の普及宣伝を行って、党勢なり団体の機成なり拡張していく性質を有して政党、政治団体は一般的であって、しかも、選挙が行われる際は、一般の人が政治に対する関心を高めている時期であること、こうした宣伝活動を行い易い状態であることは論をまたない。

しかし、現在の選挙法のもとで選挙が行われる場合に、この政党とか政治団体の活動を無制限にすると特定の候補者が有利になったりすることが想像される。現行選挙法では、選挙運動の期間中と、選挙当日に限って、一定の制限下で政治活動をすることができるという建前をとっている。

今回の市長選挙について、これを簡単に列記して

一　一定の制限のもとで政治活動をすることができる政党、政治団体とは所属候補者を有する政党政治団体に限ること。

二　所属候補者を有する政党、政治団体は一定の様式による申請書に候補者の同意書その他必要書類を添えて、選挙管理委員会に対して確認を求める手続きをし、確認書の交付を受けなければならないものであること。

三　市選管の確認を受けた政党、政治団体は選挙運動の期間中と選挙当日に限って、次の項目について、その範囲内の政治活動をすることができるものであること。

○政談演説会
○街頭政談演説　許可された自動車の停止した場合に限る。
○ポスターの掲示　千枚以内
○ビラの頒布　政談演説の会場においてのみ頒布すること。
○自動車の使用　一台

四　政談演説会では、候補者のために選挙運動の演説をすることができるが、候補者は選挙運動のための演説をしてはならないことになっている。

五　街頭政談演説には、候補者は演説できない。

六　自動車には市選管から交付される表示板を、ポスターは掲示を受けなければならない。

七　政談演説の申請は、呼行後は、停止した自動車の車上でできる。

八　政治活動のために行うポスター掲示、ビラの頒布には候補者の氏名を記載することは勿論、類推されるような事項も記載はできない。

九　政党、政治団体の機関紙、機関雑誌は、その本部で直接発行するもの各一に限り、市選管に届出して、選挙の自由を害さない公正な記事を書くことができる。

十　以上列記したことは概略であるから、細部は、選挙管理委員会、選挙事務所、政治団体の事務所、ポスター掲示場等とつて関係いのないようにしていただきたい。

公明選挙

常時運動を計画

選管、公民館共同で

新生活運動とは、その根本は従来の行きあたりばったりのやり方を変えるべく、つまり精神面から、いつも選挙の時機になると、彩の形になやうように公明選挙運動を始められるが、これは泥縄式で真の自覚による公明選挙であるとか、公明心を旺盛にする事などが何よりも大切

でありまして、その事がだんだん理解されるようになって来ています。

いつも選挙の時機になると、彩の形になやうように公明選挙運動を始められるが、これは泥縄式で真の自覚による公明選挙であるとか、公明心を旺盛にする事などが何よりも大切

なことであると云う事がだんだんと